

国立大学法人大分大学における個人情報保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係細則の整備に関する細則

令和4年3月15日制定
令和4年細則第7号

(国立大学法人大分大学個人情報及び特定個人情報開示等実施細則の一部改正)

- 第1条 国立大学法人大分大学個人情報及び特定個人情報開示等実施細則(平成21年細則第21号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。
- (1) 第2条第1項の規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。)第2条及び」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条及び第60条並びに」とする。
 - (2) 第2条第2項第3号の規定中「個人情報保護法第12条」を「個人情報保護法第76条」とする。
 - (3) 第3条第1項の規定中「個人情報保護法第11条第1項」を「個人情報保護法第75条第1項」とする。
 - (4) 第4条第5項の規定中「他の独立行政法人等又は行政機関」を「行政機関等」とする。
 - (5) 第7条の規定中「非識別加工情報」を「匿名加工情報」とする。
 - (6) 第8条の規定中「個人情報保護法第13条第3項」を「個人情報保護法第77条第3項」とする。
 - (7) 第9条第1項第2号の規定中「個人情報保護法第15条又は第16条」を「個人情報保護法第79条又は第80条」とする。
 - (8) 第9条第2項の規定中「個人情報保護法第23条第3項」を「個人情報保護法第86条第3項」とする。
 - (9) 第10条第1項の規定中「個人情報保護法第19条第2項」を「個人情報保護法第83条第2項」とする。
 - (10) 第11条第1項の規定中「個人情報保護法第21条第1項の規定により他の独立行政法人等に事案の移送をするとき、及び個人情報保護法第22条第1項の規定により行政機関の長に」を「個人情報保護法第85条第1項の規定により行政機関の長等に」とする。
 - (11) 第11条第2項の規定中「他の独立行政法人等に事案を移送するとき、及び行政機関の長に」を「行政機関の長等に」とする。
 - (12) 第12条の規定中「個人情報保護法第23条」を「個人情報保護法第86条」とする。
 - (13) 第13条の規定中「他の独立行政法人等又は行政機関」を「行政機関等」とする。
 - (14) 第15条の規定中「個人情報保護法第24条」を「個人情報保護法第87条」とする。
 - (15) 第17条の規定中「個人情報保護法第21条第2項の規定により、他の独立行政法人等から」を「個人情報保護法第85条第2項の規定により、他の行政機関等から」とする。
 - (16) 第18条の規定中「個人情報保護法第27条」を「個人情報保護法第90条」とする。
 - (17) 第21条第1項の規定中「個人情報保護法第31条第2項」を「個人情報保護法第94条第2項」とする。
 - (18) 第22条第1項の規定中「個人情報保護法第33条第1項の規定により他の独立行政法人等に事案の移送をするとき、又は個人情報保護法第34条第1項の規定により行政機関の長に」を「個人情報保護法第96条第1項の規定により他の行政機関の長等に」とする。
 - (19) 第22条第2項の規定中「他の独立行政法人等に事案を移送するとき、又は行政機関の長に」を「行政機関の長等に」とする。
 - (20) 第24条第1項の規定中「個人情報保護法第36条第1項各号」を「個人情報保護

法第98条第1項各号」とする。

- (21) 第27条第1項の規定中「個人情報保護法第40条第2項」を「個人情報保護法第102条第2項」とする。
- (22) 第28条の規定中「個人情報保護法第18条, 第30条及び第39条」を「個人情報保護法第82条, 第93条及び第101条」とする。
- (23) 別表中「個人情報保護法第3条」を「個人情報保護法第61条」とし、「個人情報保護法第8条第1項及び第2項」を「個人情報保護法第67条」とし、「個人情報保護法第13条」を「個人情報保護法第77条」とし、「個人情報保護法第14条」を「個人情報保護法第78条」とし、「個人情報保護法第14条第4号」を「個人情報保護法第78条第6号」とし、「個人情報保護法第14条第5号」を「個人情報保護法第78条第7号」とし、「個人情報保護法第15条」を「個人情報保護法第79条」とし、「個人情報保護法第16条」を「個人情報保護法第80条」とし、「個人情報保護法第17条」を「個人情報保護法第81条」とし、「個人情報保護法第18条」を「個人情報保護法第82条」とし、「個人情報保護法第18条ただし書き」を「個人情報保護法第82条第1項ただし書」とし、「個人情報保護法第27条」を「個人情報保護法第90条」とし、「個人情報保護法第28条」を「個人情報保護法第91条」とし、「個人情報保護法第30条」を「個人情報保護法第93条」とし、「個人情報保護法第36条」を「個人情報保護法第98条」とし、「個人情報保護法第37条」を「個人情報保護法第99条」とし、「個人情報保護法第39条」を「個人情報保護法第101条」とし、「個人情報保護法第45条」を「個人情報保護法第122条第2項」とし、「個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報等」を「個人情報等」とし、「同条第5号」を「同条第7号」とし、「独立行政法人等」を「行政機関等」とする。

(国立大学法人大分大学非識別加工情報の利用に係る手数料細則の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学非識別加工情報の利用に係る手数料細則(平成30年細則第2号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 「非識別加工情報」を「匿名別加工情報」とする。
- (2) 第2条第3号を第2号とし、第2号を第1号とし、第1号を削る。

(国立大学法人大分大学情報公開取扱細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学情報公開取扱細則(平成21年細則第20号)第6条第1項の規定中「非識別加工情報」を「匿名加工情報」とする。

(国立大学法人大分大学職員の心身の状態に関する情報の取扱いに関する細則の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学職員の心身の状態に関する情報の取扱いに関する細則(令和2年細則第24号)第3条第4項の規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。)第9条第2項の各号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第69条第2項の各号」とする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。